

令和8年度 組織・機構の見直しについて

1 令和8年4月1日付け組織・機構の見直し

効率的かつ機能的な行政組織の構築を図るため、組織・機構の見直しを行う。

(1) 企画政策部

持続可能な公共交通の維持・確保のため、交通政策課を部内局に改組する。

現 行	改 革 案	改 革 の 内 容 ・ 理 由
		<ul style="list-style-type: none"> ● バスの運転手不足などにより路線バスの減便・廃止が続く中、本市の公共交通の将来をデザインし、持続可能な公共交通の確保に向け、交通政策課を部内局として交通政策局に改組する。 ● 交通政策局にチーム制を導入し、交通戦略チーム及び交通対策チームを設置する。

(2) こども未来部

こどもに関わる相談支援の担当課を明確にすることに加え、若者施策の充実を図ることから、部内組織の整理・統合を行う。

現 行	改 革 案	改 革 の 内 容 ・ 理 由
		<p>(こども総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こどもに関する相談全般をワンストップで受け付ける体制を整備するため、こども未来部全体をこども総合支援センターに位置付けてきたが、子育て家庭や児童への支援・相談等を一体的に行う組織として更に充実させるため、センターを課に位置付ける。併せて、若者の相談にも対応していく。 ● 子育て家庭福祉課の家庭・児童支援等の業務(給付事業を除く)及びこども相談・発達支援室の業務をセンターへ移管する。 <p>(こども・若者政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こどもと若者に関する施策を一体的に推進し、若者向け施策の充実を図ることから、こども政策課をこども・若者政策課に改称する。 ● 子どもの体験・学び応援事業は市民への定着が図られたことから、子どもの体験・学び応援事業推進室を廃止し、引き続き課内に担当を設け事業を推進する。 <p>(子育て給付課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当等の子育て世帯への給付窓口を市民に分かりやすくするために、子育て給付課を新設する。 <p>○子育て家庭福祉課及びこども相談・発達支援室は、業務をこども総合支援センター及び子育て給付課へ移管することから、同課及び室を廃止する。</p>

(3)観光文化部

令和9年の善光寺御開帳等の開催に向け、御開帳プロモーション室を設置する。

現 行	改 革 案	改 革 の 内 容 ・ 理 由
<pre> graph TD A[観光文化部] --- B[文化芸術課] A --- C[観光振興課] C --- D[インバウンド・国際室] C --- E[北部産業振興事務所] C --- F[西部産業振興事務所] </pre>	<pre> graph TD A[観光文化部] --- B[文化芸術課] A --- C[観光振興課] C --- D[御開帳プロモーション室] C --- E[インバウンド・国際室] C --- F[北部産業振興事務所] C --- G[西部産業振興事務所] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年に開催される善光寺御開帳及び信州デスティネーションキャンペーン等に向けて、観光コンテンツの開発や効果的なプロモーション、観光客の受入環境整備などの取組を集中的に進めるため、観光振興課内に御開帳プロモーション室を設置する。

(4)スポーツ部

令和10年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向け、国スポ・全障スポ推進課を部内局に改組する。

現 行	改 革 案	改 革 の 内 容 ・ 理 由
<pre> graph TD A[スポーツ部] --- B[スポーツ課] A --- C[国スポ・全障スポ推進課] B --- D[スポーツ産業推進室] </pre>	<pre> graph TD A[スポーツ部] --- B[スポーツ課] A --- C[国スポ・全障スポ事務局] B --- D[スポーツ産業推進室] C -.- E[総務・大会運営チーム] C -.- F[施設・競技運営チーム] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> 大会開催に向け、大会運営と競技運営の課相当の専門チームを設け、チーム内での連携を図るとともに柔軟な組織体制とするため、国スポ・全障スポ推進課を部内局として国スポ・全障スポ事務局に改組する。 国スポ・全障スポ事務局にチーム制を導入し、総務・大会運営チーム及び施設・競技運営チームを設置する。

(5)都市整備部

土地区画整理事業の進捗に伴い、部内組織を整理・統合する。

現 行	改 革 案	改 革 の 内 容 ・ 理 由
		<ul style="list-style-type: none"> 長野駅周辺第二土地区画整理事業の完了に向け業務が縮小することから、市街地整備課の業務を部内の3課に移管し、市街地整備課を廃止する(併せて、都市再生グループについても解消する)。

(6)教育委員会

交流センターの追加

現 行	改 革 案	改 革 の 内 容 ・ 理 由
		<ul style="list-style-type: none"> 芋井総合市民センターの完成年度に合わせ、芋井公民館を芋井交流センターに移行する。 (運営は指定管理から市直営に移行)

2 実施時期等

令和8年4月1日